

(県民の皆様へ)

オストメイトの公衆浴場への入浴について 正しくご理解ください

膀胱や直腸の疾患等によって人工膀胱・人工肛門（通称：ストーマ）を増設した方のことを「オストメイト」と言います。

外見では分かりづらい「障がい」であるため、社会的な理解が十分に進んでいない部分があり、様々な場面で生活のしづらさを抱えています。

宮崎県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」によるオストメイト対応トイレの設置の推進等の取組みにより、オストメイトの社会参加を推進しています。

オストメイトの方が、公衆浴場に入浴される際には、ストーマ用装具（人工肛門や人工肛門に装着する袋等）を装着した状態で入浴いただくことが必要です。また、ストーマ用装具の上に腹帯や保護シートをした状態で入浴する場合があります。

衛生的に管理されたストーマ用装具を適切に装着した状態で浴槽等に入浴することは、公衆浴場法施行条例で禁止されている浴槽内においてタオル等を使用させる行為には該当いたしません。 県民の皆様におかれましては、オストメイト及びオストメイトの公衆浴場への入浴について正しく理解いただきますようよろしくお願いいたします。

県内のオストメイトについて

県内に「直腸・膀胱機能障がい」として、身体障がい者手帳をお持ちの方は県内に約 1, 834 人（平成 25 年 3 月末）いらっしゃいます。

ストーマ用装具について

ストーマ用装具については、市町村から給付されており、オストメイトの状態に合わせて様々な形状のものが市販されています。



【ストーマ用装具を装着した状態】



【オストメイトマーク】

オストメイトのための設備（オストメイト対応トイレなど）があることを表しています。

オストメイト対応トイレについて

障がい者用トイレには、車いす対応トイレのほかに、オストメイトが汚物を流したりストーマ用装具を交換したりするために必要となる、流し台・カウンター・鏡などが設置されているオストメイト対応トイレがあります。



オストメイトへの正しい理解をお願いします！

【本パンフレットについて】

宮崎県障害福祉課地域生活支援担当
電話 0985 - 32 - 4468